

報道機関各位

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日（金）15 時 00 分配付

タイトル	手足口病の流行に伴う警報の発令について						
配付資料	手足口病の流行について（警報）						
内容 （目的・趣旨）	<p>感染症発生動向調査（令和 5 年第 34 週（令和 5 年（2023 年）8 月 21 日～8 月 27 日））において、倶知安保健所管内の定点調査の対象となる医療機関あたりの手足口病患者数が警報基準である 5 人以上となりましたので、まん延防止のため警報を発令します。</p> <p>1 発令場所 倶知安保健所管内 15 町村 （島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村）</p> <p>2 調査期間 令和 5 年第 34 週（令和 5 年（2023 年）8 月 21 日～8 月 27 日）</p> <p>◎ 手足口病 定点調査の対象となる医療機関あたりの患者数 5.5 人</p> <p>3 対応 ホームページ等を通じて、手洗いうがいの励行などの感染予防を呼びかけています。</p>						
参考							
報道解禁	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td></td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・インターネット		新聞		
テレビ・ラジオ・インターネット							
新聞							
報道（取材）に当たってのお願い							
他のクラブとの同時発表	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり						
担当窓口	後志総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課 担当：松野 〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 後志総合庁舎 TEL：0136-23-1950（ダイヤルイン）/内線 3630 FAX:0136-22-5875						

手足口病の流行について（警報）

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日（金）15 時 00 分

北海道俱知安保健所
（北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室）
電 話：0136-23-1950

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和 5 年（2023 年）第 34 週（令和 5 年 8 月 21 日～8 月 27 日）において、北海道俱知安保健所管内の定点あたりの手足口病患者報告数が、警報基準である 5 人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、北海道俱知安保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 手足口病の感染予防

手足口病の感染予防には手洗いが有効です。特に保育施設など乳幼児が集団生活を行う場所では、集団感染が起こりやすいため、手洗いの徹底ほか、排泄物等を適切に処理するよう努めてください。

2 手足口病とは

手足口病は、口の中や手足などに水疱性の発疹が出る、ウイルスの感染に起こる感染症です。子どもを中心に、主に夏に流行します。

ほとんどの発病者は、数日間のうちに治る病気ですが、まれに中枢神経系の合併症が出る場合がありますので注意する必要があります。

感染症発生動向調査によると、例年、報告数の 90%前後を 5 歳以下の乳幼児が占めています。

3 その他

(1) 最近 5 週における定点医療機関からの手足口病患者報告状況

（表示は「報告数（患者／定点）」単位：人）

	第 30 週 (7/24～7/30)	第 31 週 (7/31～8/6)	第 32 週 (8/7～8/13)	第 33 週 (8/14～8/20)	第 34 週 (8/21～8/27)
俱知安保健所	2.00	0.50	1.00	0.00	5.50
全道	0.55	0.43	0.29	0.16	集計中

※第 34 週の患者報告数は速報値

全道の手足口病流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 手足口病警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した手足口病患者数が国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示します。

<手足口病の警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたりの患者数（人）	5	2

(3) 手足口病警報の解除について

定点医療機関からの報告数が終息基準値未満に下がり次第、警報は自動解除されます。

※報告数については当所ホームページに随時掲載していますのでご確認願います。

(北海道俱知安保健所 URL : <https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/index.html>)